

新型コロナウイルス感染症にかかる感染拡大時の検査の取扱いについて

本県においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、当分の間、重症化リスクが低く、感染症の症状がある方は、受診時の検査を行うことなく医師が診断を行えることとしております。

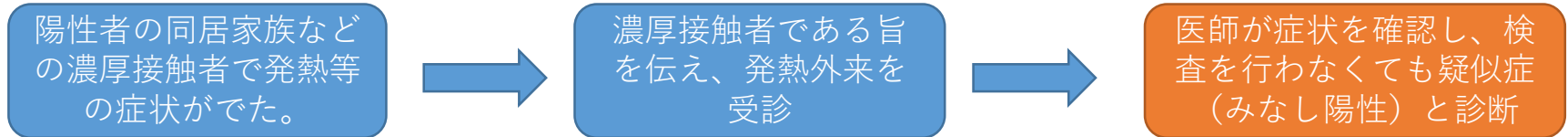
この取扱いの条件は以下のとおりです。

重症化リスクのある方は対象となりません

※ 医師が重症化リスクが低いと判断する方が対象となります。

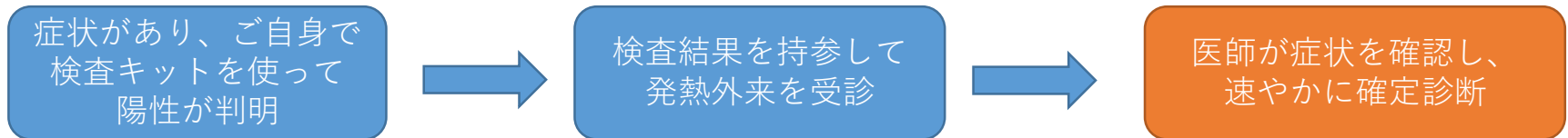
例：40歳未満で重症化リスク因子（基礎疾患や肥満等）を持たず、ワクチンを接種済みの方など。

1 感染者の同居家族などの濃厚接触者となられた方に、発熱等の症状があり、医師が症状から判断した場合。



・解熱剤等の対症療法薬は調剤可能ですが、新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬等の治療薬を投与する場合は、検査が必要となります。（抗ウイルス薬の適応は重症化リスクのある方のため、みなし陽性の方には適用できません。）

2 ご自宅で、抗原定性検査キットで検査をして結果を医師に提示した場合。



・抗原定性検査キットは、厚生労働省により薬事承認されているものに限りません。

※ この場合、医療機関で追加のPCR検査等はいりません。